

各 位

平成 25 年 9 月 17 日

不動産投資信託証券発行者名

ジャパンエクセレント投資法人
代表者名 執行役員 戸田 千史
(コード番号:8987)

資産運用会社名

ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 戸田 千史
間合せ先 経営企画部長 長谷川 渉
TEL.03-5412-7911(代表)

規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 25 年 9 月 17 日付の役員会におきまして、下記のとおり、規約の変更及び役員の選任に関し、平成 25 年 10 月 24 日開催予定の第 5 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたのでお知らせします。

なお、当該事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の件

規約変更の主な内容及び理由は、以下のとおりです。

（なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、変更案における条項号の番号を示すものとします。）

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）（以下「投信法」と略します。）を改正する法律が国会で可決成立しましたので、これに伴い、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるとの規定を新設するとともに、当該規定については、投信法の改正法の施行の日（改正法の公布の日から 1 年 6 ヶ月以内で政令で定める日）に効力を生じ、当該効力発生日後にこれを削除するとの附則を新設するものです（第 5 条第 2 項及び第 9 章関係）。
- (2) 災害等により東京都 23 区内での投資主総会の開催が困難になった場合に備え、投資主総会は東京都 23 区内において招集するとの規定を削除するものです（現行規約第 9 条第 2 項関係）。
- (3) 補欠役員選任に係る決議が効力を有する期間に關し、補欠役員を選任した投資主総会において被補欠者である役員が選任されなかった場合の手当てのため、これに関する規定を一部修正するものです（第 16 条第 3 項関係）。
- (4) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」において、利益を超えた金銭の分配に関する規定が一部改正されたことにあわせて、該当する規約の規定を整備するものです（第 33 条第 1 項第(4)号関係）。

- (5) 本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬について、本投資法人設立当初の営業期間に支払うべき報酬に関する記述を削除するものです(第35条第(1)号関係)。
- (6) 上記のほか、平成25年1月4日付にて社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したこと、並びに、法令及び一般社団法人投資信託協会規則の表記との整合性の観点から、必要な表現の変更、統一及び明確化を行うとともに、字句の修正及び条項数の整備等を行うものであります(第9条、第10条、第14条第1項、第19条第1項、第31条第1項本文、第31条第1項第(9)号①及び②並びに第(10)号関係)。

2. 役員の選任の件

(1) 執行役員1名の選任

執行役員戸田千史は、平成25年10月31日をもって任期満了となりますので、平成25年11月1日付で小川愷比行を執行役員に選任することにつき議案を提出するものです。

(注) 上記執行役員候補者は、平成25年11月1日付で本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社の顧問に就任する予定です。

(2) 補欠執行役員1名の選任

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、佐々木敏彦を補欠執行役員に選任することにつき議案を提出するものです。

(3) 監督役員3名の選任

監督役員坂上誠、長濱毅及び前川俊一は、平成25年10月31日をもって任期満了となりますので、平成25年11月1日付で長濱毅、前川俊一及び高木英治を監督役員に選任することにつき議案を提出するものです。

上記1及び2の各議案の詳細につきましては、添付資料の「第5回投資主総会招集ご通知」をご覧ください。

3. 投資主総会等の日程

平成25年9月17日 第5回投資主総会提出議案にかかる役員会決議

平成25年10月3日 第5回投資主総会招集ご通知発送(予定)

平成25年10月24日 第5回投資主総会開催(予定)

【添付資料】

第5回投資主総会招集ご通知

以上

平成25年10月3日

投資主各位

東京都港区南青山一丁目15番9号
ジャパンエクセレント投資法人
執行役員 戸田千史

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成25年10月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第13条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第13条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時： 平成25年10月24日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所： 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館2階「オーチャードルーム」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項：

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方（1名）を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎各議案について、議決権行使書面に賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示がない場合には、賛成の意思表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- ◎当人は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.excellent-reit.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、変更案における条項号の番号を示すものとします。)

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」と略します。）を改正する法律が国会で可決成立しましたので、これに伴い、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるとの規定を新設するとともに、当該規定については、投信法の改正法の施行の日（改正法の公布の日から1年6ヶ月以内で政令で定める日）に効力を生じ、当該効力発生日後にこれを削除するとの附則を新設するものです（第5条第2項及び第9章関係）。
- (2) 災害等により東京都23区内での投資主総会の開催が困難になった場合に備え、投資主総会は東京都23区内において招集するとの規定を削除するものです（現行規約第9条第2項関係）。
- (3) 補欠役員選任に係る決議が効力を有する期間に関し、補欠役員を選任した投資主総会において被補欠者である役員が選任されなかった場合の手当てのため、これに関する規定を一部修正するものです（第16条第3項関係）。
- (4) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」において、利益を超えた金銭の分配に関する規定が一部改正されたことにあわせて、該当する規約の規定を整備するものです（第33条第1項第(4)号関係）。
- (5) 本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬について、本投資法人設立当初の営業期間に支払うべき報酬に関する記述を削除するものです（第35条第(1)号関係）。
- (6) 上記のほか、平成25年1月4日付にて社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したこと、並びに、法令及び一般社団法人投資信託協会規則の表記との整合性の観点から、必要な表現の変更、統一及び明確化を行うとともに、字句の修正及び条項数の整備等を行うものであります（第9条、第10条、第14条第1項、第19条第1項、第31条第1項本文、第31条第1項第(9)号①及び②並びに第(10)号関係）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第5条 (投資主の請求による投資口の払戻し) (記載省略) (新設)	第5条 (投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己の投資口の取得) 1. (現行のとおり) 2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。
第9条 (開催及び招集) 1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>予め定めた順序</u> に従い執行役員の1名がこれを招集する。 2. 投資主総会は、東京都23区内において招集する。	第9条 (開催及び招集) 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>あらかじめ定めた順序</u> に従い執行役員の1名がこれを招集する。 (削除)
第10条 (議長) 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>予め定めた順序</u> に従い執行役員の1名がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会において <u>予め定めた順序</u> に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。	第10条 (議長) 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において <u>あらかじめ定めた順序</u> に従い執行役員の1名がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会において <u>あらかじめ定めた順序</u> に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条 (基準日等)</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て定め、法令に従い<u>予め</u>公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>第14条 (基準日等)</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て定め、法令に従い<u>あらかじめ</u>公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
<p>第16条 (執行役員及び監督役員の選任及び任期)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げないものとする。</p>	<p>第16条 (執行役員及び監督役員の選任及び任期)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会_(当該投資主総会において被補欠者である役員が選任されなかった場合には、被補欠者である役員が選任された直前の投資主総会)において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げないものとする。</p>
<p>第19条 (招集)</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において<u>予め</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>第19条 (招集)</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則、<u>社団法人投資信託協会</u>制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則（以下「投信協会規則等」という。）並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第27条第2項第2号に定めるもの）</p> <p>①<u>取引所</u>に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務基準日における当該<u>取引所</u>の最終価格（終値、終値がなければ気配価値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p>	<p>第31条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則、<u>一般社団法人投資信託協会</u>制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則（以下「投信協会規則等」という。）並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第27条第2項第2号に定めるもの）</p> <p>①<u>金融商品取引所</u>に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務基準日における当該<u>金融商品取引所</u>の最終価格（終値、終値がなければ気配価値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額とする。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③（記載省略）</p> <p>(10) その他</p> <p>上記に定めがない場合には、<u>社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により付されるべき評価額をもって評価する。また、上記の定めに関わらず、運用資産の経済的実態に即し、<u>社団法人投資信託協会</u>の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により評価をすべき場合には、その評価額をもって評価する。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. （記載省略）</p>	<p>②金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務</p> <p>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額とする。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③（現行のとおり）</p> <p>(10) その他</p> <p>上記に定めがない場合には、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により付されるべき評価額をもって評価する。また、上記の定めに関わらず、運用資産の経済的実態に即し、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の評価規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により評価をすべき場合には、その評価額をもって評価する。</p> <p>2. （現行のとおり）</p> <p>3. （現行のとおり）</p>
第33条 （金銭の分配の方針）	第33条 （金銭の分配の方針）
1. （記載省略）	1. （現行のとおり）
(1) （記載省略）	(1) （現行のとおり）
(2) （記載省略）	(2) （現行のとおり）
(3) （記載省略）	(3) （現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
(4) 分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、分配可能金額を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間にかかる分配可能金額に、 <u>当該営業期間に計上する減価償却額に相当する</u> 金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定される配当可能額（以下「配当可能額」という。）の100分の90に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。	(4) 分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、分配可能金額を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間にかかる分配可能金額に、 <u>法令等（投信協会規則等を含む。）において定める</u> 金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定される配当可能額（以下「配当可能額」という。）の100分の90に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。
(5) (記載省略)	(5) (現行のとおり)
(6) (記載省略)	(6) (現行のとおり)
2. (記載省略)	2. (現行のとおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準) (記載省略)</p> <p>(1) 運用報酬 I (記載省略)</p> <p>なお、運用資産額とは、(I) 計算期間 Iにおいては、直前の決算期における貸借対照表（投信法に定める承認を受けたものに限る。）に計上された有形固定資産（建設仮勘定及び信託建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産の合計金額を意味し、(II) 計算期間 IIにおいては、直前の決算期における貸借対照表（投信法に定める承認を受けたものに限る。）に計上された有形固定資産（建設仮勘定及び信託建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産の合計金額に計算期間 I の期中に取得した運用資産の取得価額を加算し、計算期間 I の期中に売却した運用資産の直前の決算期における貸借対照表計上額を減算した額を意味する。</p> <p><u>なお、本投資法人の最初の営業期間</u> <u>に関しては、上記における「直前の</u> <u>決算期における貸借対照表（投信法</u> <u>に定める承認を受けたものに限</u> <u>る。」を「本投資法人の上場日</u> <u>属する月の末日における貸借対照</u> <u>表」と読み替えて運用資産額を決定</u> <u>するものとし、計算期間 I を本投資</u> <u>法人の上場日を起算日として、本投</u> <u>資法人の上場月末日の翌日から 3 ヶ</u> <u>月目の末日までの期間と読み替える</u> <u>ものとする。</u></p>	<p>第35条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準) (現行のとおり)</p> <p>(1) 運用報酬 I (現行のとおり)</p> <p>なお、運用資産額とは、(I) 計算期間 Iにおいては、直前の決算期における貸借対照表（投信法に定める承認を受けたものに限る。）に計上された有形固定資産（建設仮勘定及び信託建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産の合計金額を意味し、(II) 計算期間 IIにおいては、直前の決算期における貸借対照表（投信法に定める承認を受けたものに限る。）に計上された有形固定資産（建設仮勘定及び信託建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産の合計金額に計算期間 I の期中に取得した運用資産の取得価額を加算し、計算期間 I の期中に売却した運用資産の直前の決算期における貸借対照表計上額を減算した額を意味する。</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>当該報酬は、計算期間 I については、計算期間 I 満了日の翌月末日までに、計算期間 I I については、計算期間 I I 満了日の翌月末日までに、支払うものとする。</p> <p><u>なお、上記にかかわらず、本投資法人の最初の営業期間の計算期間 I に関する当該報酬は、本投資法人の上場日の翌月末日までに、支払うものとする。</u></p> <p>(2) 運用報酬 I I (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>当該報酬は、計算期間 I については、計算期間 I 満了日の翌月末日までに、計算期間 I I については、計算期間 I I 満了日の翌月末日までに、支払うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 運用報酬 I I (現行のとおり)</p> <p><u>第 9 章 附則</u></p> <p><u>第 1 条 (改正の効力発生)</u></p> <p><u>第 5 条第 2 項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。本附則第 1 条は、当該改正の効力発生日後にこれを削除するものとする。</u></p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員戸田千史は、平成25年10月31日をもって任期満了となりますので、平成25年11月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第16条第2項本文の定めにより、就任する平成25年11月1日より2年となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成25年9月17日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
お　がわ　　ひで　ひ　こ 小川　　愷　比　行 (昭和33年7月27日)	昭和56年4月 株式会社日本興業銀行 入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 経営企画部室長 平成14年10月 同行 本店営業第四部 次長 平成16年6月 同行 営業第一部 次長 平成18年3月 同行 新宿営業部長 平成20年4月 同行 福岡営業部長 平成22年4月 同行 コンプライアンス統括部長 平成24年4月 興和不動産株式会社 執行役員 営業推進本部 平成24年10月 営業推進グループ長 新日鉄興和不動産株式会社 執行役員 営業推進本部 営業推進ユニット長（現職）

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記執行役員候補者は、平成25年11月1日付で新日鉄興和不動産株式会社の参与及び本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社の顧間にそれぞれ就任する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。補欠執行役員が執行役員に就任した場合の任期は、規約第16条第2項但書の定めにより、前任者である執行役員の任期と同じく平成27年10月31日までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成25年9月17日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略	歴
ささき としひこ 佐々木 敏彦 (昭和37年8月9日)	昭和60年4月 平成7年12月 平成12年3月 平成12年9月 平成15年6月 平成18年6月 平成21年3月 平成22年4月 平成25年5月	株式会社日本興業銀行 入行 同行 パリ支店 資金部長 同行 統合推進企画部 副参事役 株式会社みずほホールディングス出向 経営企画部 副参事役 みずほ証券株式会社 経営企画グループ 国際部 部長 同社 経営企画グループ 上海駐在員事務所 首席代表 同社 監査部 本社監査室 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 経営企画部長 同社 取締役 企画管理本部長（現職）

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社の取締役です。
- なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員坂上誠、長濱毅及び前川俊一は、平成25年10月31日をもって任期満了となりますので、平成25年11月1日付で監督役員3名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、規約第16条第2項本文の定めにより、就任する平成25年11月1日より2年となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	
1	なが 長 はま 濱 つよし 毅 (昭和13年1月6日)	昭和36年4月 昭和40年10月 昭和47年1月 昭和57年3月 平成10年2月 平成16年4月 平成16年4月 平成18年2月 平成21年1月	運輸省（現国土交通省）入省 アンダーソン・毛利・ラビノウイツツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）勤務 同 パートナー ローヌ・プラン ジャパン株式会社（現ローディア ジャパン株式会社） 取締役（現職） ステート・ストリート投信投資顧問株式会社（現ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社） 監査役（現職） ガンブロ株式会社 監査役（現職） 株式会社シーイーシー 監査役（現職） ジャパンエクセレント投資法人 監督役員（現職） アンダーソン・毛利・友常法律事務所 顧問（現職）

- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	
2	前川俊一 (昭和25年8月31日)	昭和53年4月 平成4年4月 平成6年8月 平成8年4月 平成10年4月 平成10年9月 平成11年4月 平成11年4月 平成15年4月 平成19年11月 平成20年4月	財団法人日本不動産研究所（現一般財団法人日本不動産研究所）勤務 明海大学 不動産学部 専任講師 ケンブリッジ大学 土地経済学部 客員研究員（1年間） 明海大学 不動産学部 助教授 中央大学 経済学部 非常勤講師（現職） 放送大学 客員教授（3年6ヶ月間） 明海大学 不動産学部 教授（現職） 亜細亜大学 経済学部 非常勤講師（現職） 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科招聘教授（3年間） ジャパンエクセレント投資法人 監督役員（現職） 財団法人土地情報センター（現一般財団法人土地情報センター） 理事（現職）

- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	
3	高木英治 (昭和43年4月30日)	平成11年10月 平成15年4月 平成19年7月 平成25年8月	会計士補登録 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）勤務 公認会計士登録 株式会社スピアヘッド・アドバイザーズ勤務 高木英治公認会計士事務所 開設（現職）

- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

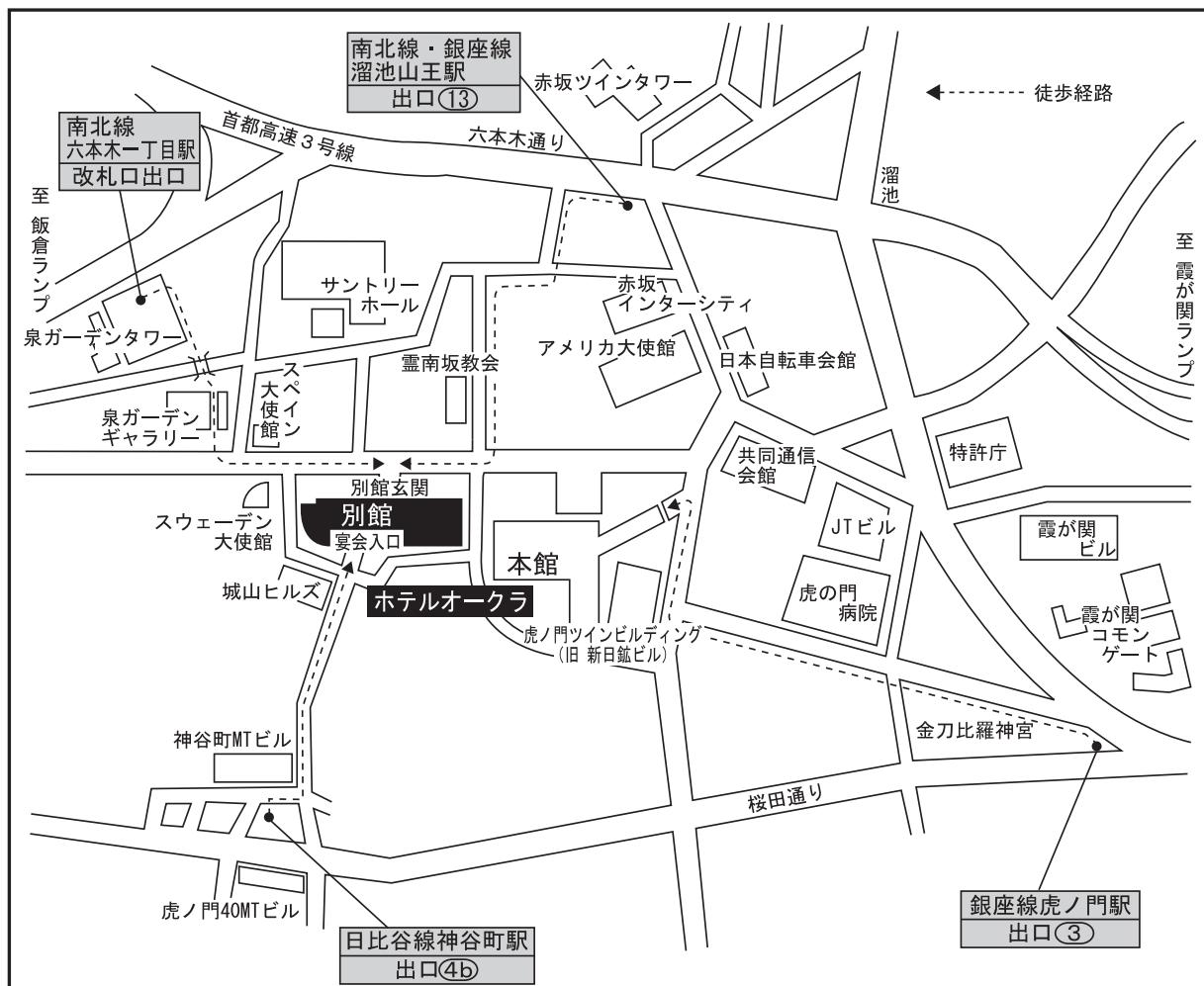
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第13条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第5回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京
別館 (South Wing) 2階「オーチャードルーム」
連絡先 03-3582-0111



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩5分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」改札口出口より徒歩5分
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」3番出口より徒歩10分
- 東京メトロ銀座線、南北線「溜池山王駅」13番出口より徒歩10分
- 首都高速「霞が関ランプ」より車5分、「飯倉ランプ」より車3分